

平成 29 年(2017 年)9 月 21 日

報 道 各 社 様

西宮市消防局総務部
総務課長 長谷川孝治

職員の処分について

みだしのことについて、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

所属	職名・年齢	処分日	処分内容	処分理由
北消防署	消防士長 (32 歳)	H29.9.21	停職 1 月	地方公務員法 第 29 条(懲戒) 第 33 条(信用失墜行為の禁止)

【事件の概要】

平成 29 年 5 月 24 日、当該職員が自宅において、長男に対し暴行を加え、全治約 3 週間の怪我を負わせたことにより、6 月 10 日に傷害容疑で逮捕された。

7 月 10 日、傷害罪で略式起訴、7 月 14 日に略式命令により罰金刑を受けたものである。

以 上

問合せ先：消防局総務部総務課長 長谷川
電話（代表）0798-26-0119
（自席）0798-32-7303